

Title	村の商人：十七世紀フランス農業史研究の一齣
Sub Title	Village merchant : a regional example
Author	渡辺, 國廣
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1961
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.54, No.11 (1961. 11) ,p.1007(75)- 1020(88)
JaLC DOI	10.14991/001.19611101-0075
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19611101-0075">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19611101-0075</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

の面をもつ資本主義社会に形成された生産協同組合における生産関係との対比。

ハ、その生産協同組合が、小経営における生産の総過程のその他のあらゆる協同組合の介在点において、すべて国民経済の社会主義的改造過程に位置づけられている中にあること。このことは基本的に重要である。

ニ、経営機構は社会主義的独立採算制の下にあり、貧雇農ヘゲモニーの生産組織において組合員の旧階層性が消滅し、平等な労働機会が与えられること。分配機構において、常に、この残存せる私有権の反映として土地報酬が問題とされるにも拘らず、総生産物は国家へ税支出、生産費用、公税金、公益金が先に差引かれ、労働報酬に対する土地報酬の割合は減少するから、総生産物の増加傾向の中で土地報酬のしめる量は相対的に減少する。この部分は、旧農民階層の私有財産に基づく収益取得権の名残として、高級社に消滅するに至る所にかえて初級社における「私有権」の歴史的制限性が強調されるべきではないか。そしてこのことを何よりも雄弁に論証するのは、初級社を通じて高級社へ発展した農家が全体の二八％にすぎないことである(第一九表)。換言すれば、全体の六三％以上の農家が互助組から高級社へ発展する体制の中で、農業の社会主義的組織化としての高級社形成の低い段階として、すなわち合作化の一階梯として初級社が形成され、存在したのであること。

ホ、従って、国营企業と共に社会主義経済の基本的生産単位の一つである協同組合企業として考えられる高級合作社(古典的に「協同組合は社会主義経済に始めて企業となる」といわれている)の低い段階として、従ってそのための必要条件が充たされるに十分でなくとも、初級合作社は社会主義企業を貫ぬく法則性との関連で考察すべきであり、その半社会主義的と称される現象に、過渡期の異なる諸要素を雑然と持ちこむことは妥当を欠くと考えられるのである。

追記 尚本稿は「企業としての生産合作社の成立と生産力構造の変化」(仮題)、「三田学会雑誌」第五五巻六号掲載予定)と併せて一体となるものである。

資料

村の商人

——十七世紀フランス農業史研究の一齣——

渡辺 國 廣

どんな人々が村で生活していたか。十七世紀フランスの農村でこれについて考えようと思えば、依然として個別例の提示で満足しなければならぬ。フランス経済史の研究において十七世紀は長く空白のまま放置され、それが注目を集めるようになったのはようやく最近のことであった。十七世紀以来の混乱のなかで農村はどう再編されたか。一揆の頻発をみよ。革命にまで盛上った十八世紀の発展はこの十七世紀の究明によってのみ適切に評価できるのではない。諸論者は期待に胸を躍らせて十七世紀の農業史と取組み、懸命な努力を傾けつつある。しかし個別研究が出揃っているというわけではなく、概括的な発言は今後というのが現状であった。むしろ我々としては上に提起した問題に向けて接近できるようになったことを何よりも喜びたい。

村には種々な人々が生活していた。土地に生活の本拠を置く者が

村の商人

主力を構成したことというまでもない。この種の人々についてはすでに触れる機会があった。別稿を参照。本稿では村の商人を取上げる。いわば土地と直接の関係がない人々である。しかし彼らは村の生活者として相当の実力を備えていた。すでにこの時期までに自給の体制が完全に崩壊し、村の人々は誰も流通過程とは無関係に生活できなくなっている。もちろん余剰がある限りでの買却という枠組は厳存した。村全体が営利生産に踏切ったというわけではない。しかしこの限度内においても商人に対する依存度は深まりつつあったのである。そうしたなかで商人は著しい繁栄を誇ることができた。一体いかなる仕組によってか。またどのような関係のなかで商人は繁栄を実現したのか。本稿ではそれらの点に触れながら村の商人の具体像をペリに近いフランスの一地方について示そうと思う。

\* Past & Present, No. 10, Nov. 1966, pp. 55-77 所載の  
 ズベル氏の論文p. 73の発言に注意。とくに彼は一六三五年か

ら一六六〇年の時期に注目する。周知の如く、この時期には戦

七五 (二〇〇七)

争が断続し、財政は危機に瀕した。十七世紀フランスの農業はこのこととの関連において理解されるべきである。

\*『ラブルール』——一つの存在形態——三田学会雑誌 第五四卷 第五号、七三—七八ページ、村の細民——十七世紀フランス農業史研究の一齣——同誌 第五四卷 第六号、四六—五六ページ。

\*\*\* 本稿について必要な材料はすべて Paris et Ile-de-France, Memoires, IX, 1957—1958, Paris, p. 156—282 から拾った。とりわけ P. 256—279 に注意。

二

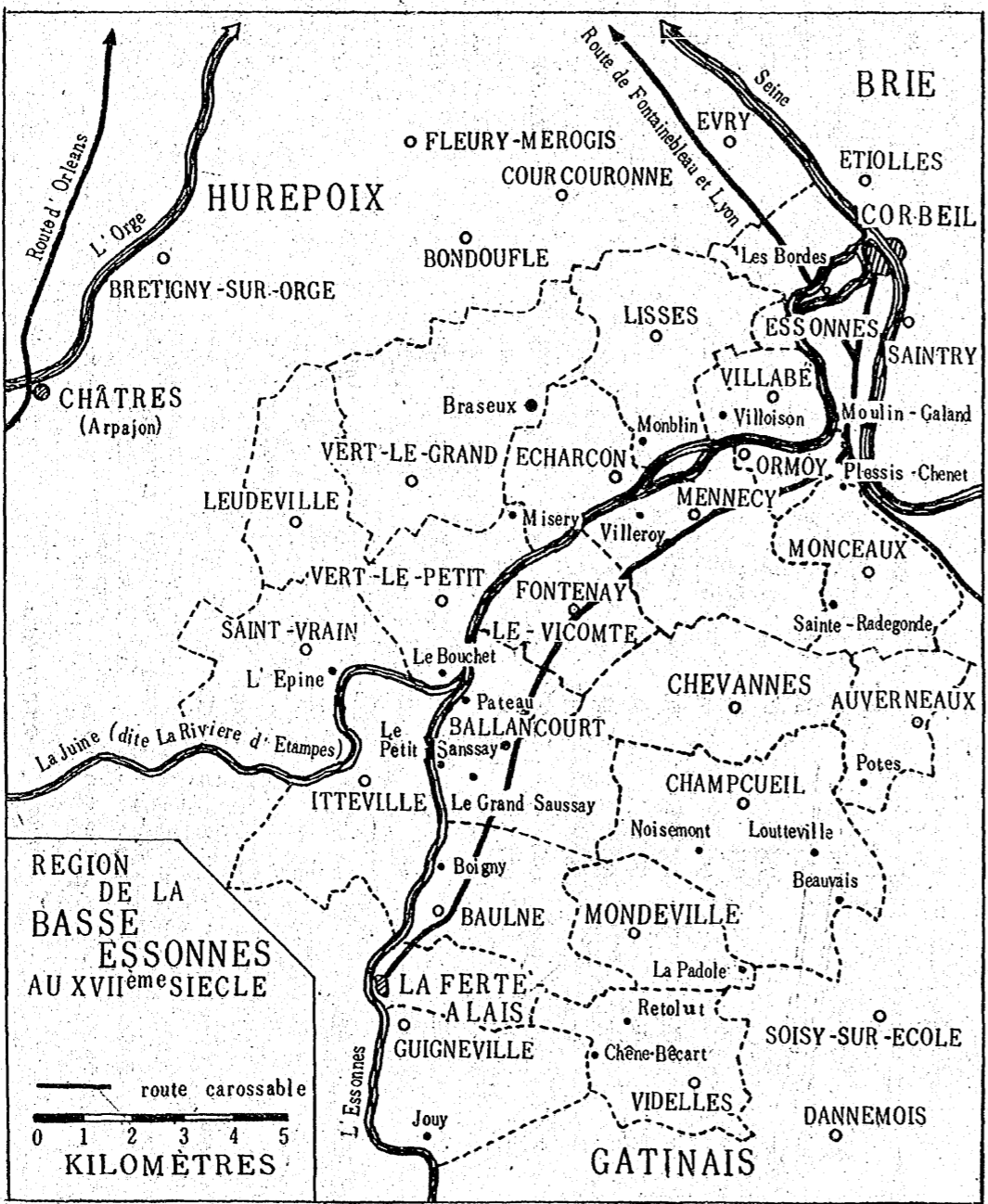
ここで直接の対象はバス・エソンヌ地方。次図をみよ。セーヌの支流エソンヌ川に沿い、コルベユとラ・フェルテ・アレの間に散在する二〇カ村。この界隈が十七世紀農業史の研究で占める高い意義をおもえ。面積は一六、〇〇〇ヘクタール、人口は精々七、〇〇〇。うち商人は三〇パーセント。ヌーヴヴィル家は一六六三年以来その約なかばの村々を包括してヴィルロワ公領を設定し、『ファルム』を軸として領主支配を固めつつあった。商人の活動も領主のこの動きと不可分ではなかった。『ファルム』の設定による農村の再編のなかで商人もまたその活動を大いに刺激されることになったのである。領主がその支配体制強化のため商人の英知に依存しようとする場合すら起った。

これらの村々は実際どれほどの規模を有したか。次表は戸数と人口を示す。なかでとりわけエソンヌ村とラ・フェルテ・アレ村が目立つ。いわば大村の様相を呈していた。後者はより都市的であった。マンヌン村のヴィルロワは公の統治の中心。バランクール村と並びエソンヌ右岸の地方中心として重きをなしていた。また左岸ではサン・ブラン村が重要であった。コルベユはこれらの村々とパリを結ぶ仲介点。人口千を越える都市。エソンヌ川に沿い奥深く散在する村々のための湾口ともいえるべき存在であった。村の商人はコルベユめざして殺到した。コルベユに隣接するエソンヌ村には彼らを受容する商人宿が多くみられたという。

\* 十七世紀の農業史が領主側の窮乏と農村側の貧窮を前提に展開することについてはこれまでも繰り返す機会があった。とりわけこの地方はそうした条件を備えていた。

\* 詳しくは職人を含む。彼もまた土地と直接の関係なく生活する人々、しかしこのうちの三分の一という少数。総じて職能によって区分することには大きな困難がともなう。『ラブルール』で一度でも取引に関係すれば、彼は商人と自称。こうした例はしばしばみられた。

\*\*\* この点に関しては。拙稿十七世紀フランスの領主制——一つの事例——三田学会雑誌 第五四卷 第七号、四四—五四ページ参照。



村の商人

Chiffres d'après les sources

	E tats de 1693		Registers paroissiaux		Dénombr ement de 1709		Abbé Guyot		Chiffres finalement retenus	
	Feux	Habitants	Habitants	Feux	Chiffre des habitants que l'on peut déduire	Feux	Habitants	Habitants	Densité au km <sup>2</sup>	
CORBELL	—	—	—	290	1100	922	2900	1100	—	
ESSONNES	134	557	—	134	—	400	1530	550	60	
VILLARÉ	64	220	—	—	—	100	360	220	49	
ORMOY	—	—	—	101	—	40	—	100	30	
LISSES	44	188	—	59	—	118	400	190	18	
ÉCHARCON	56	182	—	43	—	50	—	190	28	
MENNECY	136	480	—	133	—	160	—	180	46	
FONTENAY	59	267	—	51	—	60	—	260	39	
MONCEAUX	—	124	—	—	—	—	—	120	16	
AUVERNEAUX	—	—	110	26	—	—	—	100	19	
CHEVANNES	—	—	—	56	200	30	—	200	21	
CHAMPOUEIL	—	—	330	104	390	80	—	350	24	
BOLLACOURT	—	—	370	113	410	150	—	390	36	
VERT-LE-PETIT	—	—	180	68	240	70	—	220	37	
VERT-LE-GRAND	—	—	300	91	330	180	—	320	22	
LEUDEVILLE	—	—	170	56	190	—	—	180	24	
SAINT-YRAIN	—	—	330	100	370	—	—	350	33	
ITTEVILLE	—	—	250	100	350	—	—	320	35	
BAULNE	—	—	—	67	250	—	—	260	34	
MONDEVILLE	—	—	—	73	280	—	—	280	43	
LA FERTE-A LAIS	—	—	—	144	550	—	—	550	120	
TOTAL AVEC CORBEIL								6750	42	
TOTAL SANS CORBEIL								5600	31	

三

大きな村ともなれば、二、三の商人がいた。史料では彼らを単に『マルシャン』と呼ぶ。その活動の違いにより二つに大別できる。一、『コマルサン』。彼は小商人であった。二、『アンテルメディエール』。彼は仲介取引に専念した。

【I】『コマルサン』。その実体は酒屋か乾物屋、パン屋。例えばニコラ・ラスルの場合\*。彼はマンヌシ村に一〇リールで大きな家を借り、パンを焼いていた。立退きを要求されて後は教会の近くに家を得て商売を続けた。この家の所有者はパン屋で、リス村に『ファーム』を賃借すると同時にパン屋を廃業した。従ってラスルはその後というわけ。

しかし彼の仕事は単にそれだけに限らない。彼はまた農業に従う。その所有規模は一〇アルパン、うち葡萄畠一アルパン、牧草地が半アルパン。ほかに一六九五年には土地四二アルパン、牧草地三アルパンを賃借している。これはヴィルロワ公がマンヌシ村に有する『ファーム』の一つであった。また次の年には三五アルパンを賃借している。これはパリ裁判所の委員デニの財産。従って彼の経営はかなりの規模に達した。また彼は羊を賃借。羊毛や子羊を折半するという約束であった。現にパリのデュクロは牝羊一〇〇、牡羊二を彼に委託している。彼はまた領主権の賃借者でもあった。このことは彼がヴィルロワ公からマンヌシ村の『ファーム』を引受けたと同

村の商人

時で、これにより彼は村内で十分の一税やシャンパールの徴取に従い、またその他の権利を享受した。その代償に彼は五六〇リールとメティユ麦三ミューイをヴィルロワ公に引渡した。

この例から推せば、商人は『コマルサン』として多面的活動に従っていた。彼は『ファーム』の引受者である。領主権の賃借はその限り必要な措置であった。従って『ラブルール』といっている。しかし土地の所有がこれら商人の唯一の理想ではない。商業上の危険を土地産物によって補充しようというのであった。もとより彼は十分な役畜を持たない。もしあっても今度は鋤がない。従って商人が自身で直接に耕作したというわけではなかった。彼は耕作のため『シャルティエ』か『ラブルール』に依存した。収穫を納屋に運ぶべく商人はしばしば他と契約を結んでいる。

【II\*】『アンテルメディエール』。彼は純粹に仲介商人。村にはまれば存在で、大抵は『ブルグ』にだけしかいなかった。例えばジャン・ルソーの場合。彼はマンヌシ村に住み、穀物商人をもって自任した。一六九三年の九月から十月にかけて四回にわたりコルベージュで市場が開設された。彼は毎回そこに向かっている。しかし彼の扱った量は都合一ミューイ四分の一、従ってかなり僅少なものである。ただしこの時期は一般に沈滞期。初回の九月十八日にはマンヌシ村から彼のほかバルダンがわずか一ステエを持参したにとどまった。バルダンは『ラブルール』。その時にルソーが扱った量は六ステエ。

七九 (1011)



この種の商人はバランクール村でかなり多数みられた。この村には『マルシャン』と自称する者が二〇人ほどいたが、うち少なくとも七人は穀物商人。しかし彼らの扱ひ量はマンヌン村の商人の誰よりも僅少であった。なかでフランソワ・フロリだけが例外で、前述の時期にコルベージュの市場で一ミュー以上を扱っている。大部分の者はこの期間にコルベージュまで出向いていない。出向したのは一人か二人、合わせて精々四五スチエを運んだだけであった。むしろ重点はほか。遠くシャトルまで出向く者があったという。

しかしこれら商人にとって穀物取引が十分な仕事であったとは思えない。他に進出することで彼らはこの不足を補充しなければならなかった。一般には採木の仕事に関係していた。前出のルソーの場合、彼は薪屋を兼ねた。そして一六九五年にはヴィルロワ公から薪束三〇、そだ束多数を購入した。全部でその代金八五五リール、ただし薪一束につき一リール、そだ束は三リール一〇ソル。彼がこれをどう処分したかはっきりしない。

これら商人と関係の深かった者に『ヴィニエロン』。彼は添木をこれら穀物商人から仰いだ。例えばヴィラベ村の『ヴィニエロン』は、コルベージュの商人で添木を扱っていたピアに二五リールの借金があった。ピアはセナルの伐採林で仕事を続けていた。またエソンヌ村の『ヴィニエロン』のなかにも添木のことと穀物商人に負債を持つものがあった。これら商人と関係の深かった第二にコルベージュの細工商。彼は材料をこれら商人から買う。またエタンブの細工

商トルヌも重要な相手であった。彼は仕入れた材料を他に転売し、遠くパリの細工商とも取引を結んでいた。

またこれら穀物商人の他の仕事に家畜の賃貸があった。とくに牝牛の賃貸はこれら商人の間でかなり普及していた。例えばオーヴェルヌ村の商人は牝牛六頭を二〇〇リールでナンヴィルの『ラブルール』から買い、そして彼にこれを三年間三〇リールで賃貸した。従って儲けは一五パーセント。またマンヌン村の商人ビエール・ノードはオルモワ村の『ヴィニエロン』に牝牛を二頭六リールで賃貸した。ただし殺した場合には三〇リールを弁償するという約束。従って儲けは二〇パーセント。羊は扱わない。それを専門に賃貸する商人については後述。本稿第五節を参照。

経済の変動のなかでこれら商人の若干は存分に蓄財することができた。しかし他方において村で困窮は募った。『ヴィニエロン』は商人に借金をおき、その返済に窮して収穫前の葡萄の全部もしくは一部を手放すことを余儀なくされた。しかしもしそれでも弁済額に達しなければ、『ヴィニエロン』は土地か葡萄畑を放棄しなければならぬ。そうしたことのなかでこれら商人は不動産屋を兼ねるようになった。極端な場合、それに転身する者もあった。例えばニコラ・ロクの場合、彼はバランクール村に住み、商人と自称。しかし彼の仕事は不動産の賃貸に限られ、他には一切手出ししていない。ロクは車大工の息子。しかし著しい致富のなかで一六九四年にはバランクール村で公証人にまでなった。

【<sup>\*\*\*</sup>II】村の商人が生活の補充のため選んだ方向はそれぞれ違う。

『コマルサン』は『ラブルール』化することで生活の補充を考えた。一方の『アンテルメディエール』は生活のため取引の種類と範囲を増した。いずれにせよ『マルシャン』の仕事は多岐にわたっていた。そして彼らは村の生活で『ラブルール』と覇を競うほどの実力を備えるにいたった。もともとこの両者の間には明確な区別を付し難い。むしろ混然として一体をなし村の支配層を形成していたといったほうがいい。例えばバランクール村では『マルシャン』ないし『ラブルール』と自称する者が三〇人、うち一〇人がその時々の都合で『マルシャン』とも『ラブルール』とも称し、両者の識別をますます困難なものにしている。

村の商人は下賤から出発した。最初は取るに足りない存在であった。しかし今や経済的にもその実力は大了たものである。例えばバランクール村のミオはその娘の結婚に際し現金三〇〇リールと一〇〇リール相当の道具類を持参させた。そのほかに将来若干与えることを約束する者もあった。また一人の婦人は再婚に際し現金と道具で一、五〇〇リールを持参した。彼女は前出のミオの寡婦。また三、〇〇〇リールを持参する者もあったといわれた。商人は相互に固い姻戚関係で結ばれ、農村において根強い勢力を形成することになった。

\* ラスルの事績については前出の *Mémoires*, p. 261—263 を参照。

村の商人

【<sup>\*\*\*</sup>II】で必要な材料は前掲書の p. 263—266 から拾う。

【<sup>\*\*\*</sup>III】で必要な材料は同書 p. 267—270 から拾う。

四

村で土地と直接の関係なく生活する者は単に商人だけに限らない。かかる者として職人についてここで触れる必要がある。しかし村では少数者の存在。仲介取引に専念する『アンテルメディエール』のように若干の者は職人として自立の方向を考えていた。例えば建具職、鍛冶職、馬具職。しかし一般には職人で商人の仕事兼ねていた。例えば瓦商、粉屋。またその逆の場合も起り得た。例えばパン屋。この段階で商工の分離は依然として完全なものたり得なかったのである。

【<sup>\*\*\*</sup>I】どの村にも車大工や蹄鉄工がいた。大きな村になれば、ほかに馬具職人がいた。また大工、石工、屋根職人、錠前屋はどの村にもいて、これらが村の職人のもっとも重要な部分を構成していた。村で建具職人や金物屋はかなりまれであった。靴屋はしばしばみかけることができる。しかし仕立職人は中心的な村にしかない。

これら職人の間では一般に仕事の分担がかなりはっきりして、相互に他を侵害するということがなかった。しかし靴屋はしばしば馬具職人の仕事をした。またその逆でもあった。蹄鉄工は鉄具を馬に装備することが専門である。車大工は農具の製造に従う。しかし両者の仕事は相互に重複することが多かった。ラ・フェルト村の

蹄鉄工ジャン・プルタンの遺産目録によれば、彼は車軸、輪ぶち、二輪荷車を大量に持っていて、ギニエヴィル村の車大工ピエール・カラスナルの財産とかなり符合していた。これは両者の仕事の共通性を示すものである。

しかしこれらの職人が常時その仕事に従っていたというわけではない。本職とは違った仕事に従うことしばしばであった。もっとも一般的には農業に従事。ほとんどの職人が土地を所有し、さらにそれを増加しようとしていた。マンヌシ村の蹄鉄工ピエール・ポルは『ヴィニエロン』から半アルパンずつ三回にわたり買い足すことで五アルパンの土地財産を所有していた。マンヌシ村の大工ロロは仕事の代金として葡萄酒の地片四を受取った。その面積はほぼ三ベルシュ。なかにはマンヌシ村の鋸小屋アントワヌ・ランヌのよう耕田一アルパン、牧草地半アルパン、葡萄酒二アルパンを所有する者もあった。これらの土地を職人は自身で耕作した。ランヌは新しい小麦一ミューイを収穫し、束ねてそれを彼の納屋まで運んだといわれる。前出のポロもほとんど同じ一〇スチエを収穫している。しかし彼がこれだけの収穫を自分の土地だけで得たとは思えない。実際にポロは九アルパンを賃借している。うち半アルパンは牧草地。ヴィルロワの裁判所の代訴人の所有財産。前出のランヌも一六九五年には一三の地片を賃借した。その規模は四一アルパン。これはマンヌシ村の『ファルム』であった。彼は『ファルム』の引受者としてどちらかといえば『ラブルール』であった。多くの職人も

彼にならった。従って『ラブルール』と職人の識別はかなり困難であった。

職人の若干は領主権を賃借していた。『ラブルール』が『フェルミエ』として領主権の請負を考えたのと同じ。ジャンプキエ村の蹄鉄工ジャン・ゴルティエは『ファルム』の引受者として同時に領主権を賃借。また毛織工ジャン・デュルの場合も同じ。

【I】\* 職人の若干はしばしば商人の仕事に向った。マンヌシ村の石工フランソワ・タネルの場合。彼は真の石工として家の建築を一貫して引受けた。彼は農業に少しも関心を寄せない。タネルは瓦ぶきの家のほか麻島少々、葡萄酒二アルパンを持つだけであった。彼は土地を賃借していない。むしろタネルは商業に深い関心を寄せた。とくに森林の伐採は彼のもっとも重点を置いた仕事であった。一七〇〇年に彼はマンヌシ村で肉屋をする彼の弟と共同で二五アルパンの森林の伐採権を九七五リーヴルでヴィルロワ公から獲得した。彼が自身で伐採できない時、彼はその権利を又貸した。例えば彼が伐採のためサンギニエール夫人から引受けたものをオゾネット村の大工に八〇〇リーヴルとそだ東二〇〇で譲渡している。タネルの仕事はマンヌシ村周辺の数カ村にまで拡大し、コルベューの商人とも深い関係を結び、薪や壁土を提供していた。彼は他に広く手出したためかえて本職に支障を来した。かくて一六九三年には自分の引受けた建築の仕事の一部を『マヌヴリエ』に一任することを余儀なくされた。『マヌヴリエ』は彼の依頼で屋根をふいた。しかし

その場合もタネルは釘を提供し、企業家としての彼の立場を維持することを忘れなかった。

【II】\* 領主は水車場を持ち、領民に対しその使用を強制していた。実際エソンヌ川に沿って水車場が多数あった。フェルテからコルベューまで二〇ばかりの水車が動いていた。四つはコルベュー、七つはエソンヌ村にあった。大部分は小麦を粉に挽くための水車場。しかしなかにはかなりの数の縮絨場がみられた。また樹皮を挽いて粉にするための水車場もあった。エソンヌ村には紙漉きのための水車場があり、また火薬製造のための水車場の存在も確認される。

これらの水車場はその付属地と一緒に賃貸された。通例は粉屋が引受けた。賃借料は四〇〇リーヴルから六〇〇リーヴル。ニコラ・フルニエは粉屋で、エシャルコン村の水車場を賃借していた。彼は同時にそれに付属する土地二ハアルパンを賃借。その代金は七〇〇リーヴル。また彼はプティ・ソーセー村の水車場を賃借。一七〇リーヴルの賃借料。シャルル・ブケはブランクール村の水車場二を賃借。その賃借で彼は同時にこれに付属する土地や牧草地の管理を受けけることになった。

職人のうちで粉屋は特殊な地位を占めていた。実際にエソンヌ村では粉屋に特別な便宜を与えていた。粉屋の実体は『ラブルール』の上層ないし商人であった。しばしば粉屋は『ラブルール』であり、水車場の賃借で付属地の獲得を認められ、その経営規模を拡大することができたのであった。前出のブケの場合がそれ。また商人で粉

村の商人

屋を兼ねるようになった者は仕事の比重を商業に置く傾向が目立った。前出のフルニエの場合である。

\* 【I】の記述については前出の *Mémoires*, p. 257—258 を参照。

\* 【II】に必要な材料は前掲書 p. 258—260 から拾った。

\*\*\* 【III】に必要な材料はすべて同書 p. 260—261 から拾う。

## 五

村の商人はいずれも土地に直接は依存していない。しかし農村社会と離れては生活できない人々であった。本稿の第三節ではいわばそうした存在について閑説した。しかし十七世紀末ともなれば、社会変革がようやく目立って来る。そうしたなかで従来の規模をはるかに上廻る商人の発生をみた。彼らは先進地で現われ、豊かな財力によってその界限一帯に威力を振うにいたった。その若干の例を示せば。

【I】\* エソンヌ村はリヨンからパリにいたる街道ぞいの宿場。パリまでわずか三〇キロの距離という。商人宿は一五軒ばかり。村中がかなりの活況を呈していた。そうしたなかで宿屋の主人は財力を蓄積し、村に実力者として君臨した。

例えばピカルの場合。彼は独立して宿屋を経営するについて料理人一、女中七、下男二を抱えた。屋根は瓦ぶき、既舎や酒倉が付属していたという。しかし自分はこの仕事に従事せず、その大部分を

妻に一任していた。むしろ彼は相当規模の土地を耕作していたらしい。一六九三年にピカルは小麦六ミュー、ライ麦を束で一ミュー、粒で半ミュー持っており、また種子のため二ミューを保存していたといわれる。また彼はエソンヌ村で領主権を代行。それと関連してピカルは領主の水車場を四〇〇リールで賃借していた。またパン焼場を二三〇リールで賃借。加えて漁業権も獲得。このほかピカルは家畜を他に賃貸。しかし彼が扱ったのは羊。従って大抵の村の商人の場合と違う。得たものはすべて折半するという約束。例えば一六九二年には一〇〇頭ばかりを『フェルミエ』に賃貸。また彼は採木の仕事に關係。一六九二年にはヴィルロワ公から木やそだ束を購入している。

これら多面な仕事により彼はかなりの収入を得ていた。ピカルはその一部を土地や不動産の購入に投じた。例えば一六八四年には家一、牧草地四アルパンを獲得、また四年後にも瓦ぶきの家一を購入。また『ヒーフ』一を獲得。彼はこの『ヒーフ』のため年四〇リールをヴィルロワ公に支払っていた。『ヒーフ』を獲得して以来彼は「礼拝堂持ちのピカル」と自称し、また人々の間で名士と呼ばれるまでになった。

エソンヌ村ではルメールとビャンエーメが彼に匹敵するほどの地位にあった。二人ともに商人宿の主人。前者の遺産は二五、〇〇〇リール。これは他村にみられない数字。この二人は他を圧する豪奢な生活をしてきた。学問に関心を寄せ、かなりの書物を蔵していた。

たのもこの種の人々であった。しかし他は大抵小さな商人宿を経営、むしろ小料理店といったほうがいい。例えばボワテルの場合。彼は樽屋の仕事も兼ねていた。

【II\*】コルベューが地方中心として重きをなしていたことは前述した。本稿第二節を参照。村々からは余剰の品々がそこに集められた。これらはコルベューの商人によってさらにパリまで運び込まれた。コルベューは付近の村々のためパリに向って開かれた門戸であった。コルベューの商人はパリと村々の間に立って利益を独占していた。そうしたなかで高い地位にまで上昇する者が現われた。もともと彼は市民である。しかし致富のための重要な基礎は近在の農村にあった。

例えばニコラ・バルレの場合。彼は鞣皮商人。父も同じ鞣皮の商人。母は家二を所有。その一つは瓦ぶき。ほかに土地二五アルパン、葡萄島五アルパンが彼女の所有財産。この半分をバルレが相続。従って当初から彼は相当な財産家。決して無一物から出発したというわけではない。彼は商売に専念した。バルレはコルベューの屠殺業者に前貸し、必要に応じて原皮で取立てた。しかし相手は単にコルベューの屠殺業者に限らない。彼の取引はかなり広い範囲に及んでいた。なかには前借を土地の収穫で返済する者もあったという。しかし間もなく彼はコルベューで公証人になった。そしてヴィルロワ公の依頼を受け公領の最初の土地台帳を作成した。彼は公の深い信望を得た。そして十七世紀末には公の顧問としてパリに移り住むこと

になった。彼は公の仕事を行すると同時に自身でも『フェルミエ』に対して前貸した。そしてこれを梃子に土地を徐々に集積していった。現に一六九四年までにはマンヌン、フォントネ、バランクール、シュバンヌ等々の村に家や土地を持っている。また困窮した『ラブルール』から家畜を引取り、これを他に賃貸している。従って彼もまた家畜の賃貸に深く関係していたのである。しかし扱う家畜の量は他を圧して大きく、一六八八年にはシャルル・オーロワに牝牛一四〇、羊二〇を賃貸している。大抵の村の商人の場合、牝牛六頭が精々であった。

バルレは商人として活躍することのなかでやがて領主支配の機構に身を投じた。そしてこれを足場に彼は極度の繁栄を誇ることができた。領主支配に密着するということはこの段階で依然として致富の絶対の条件であったのである。パリの大市民にまで上昇したバルレと比較すれば、村の名士として令名の高かったラスルの如き、つまりまら存在であったという。ラスルについては第三節の「I」を参照。バルレは最初公証人となることでこの機会をとらえた。

【III\*】もっぱら領主支配に依存するという点で繁栄を続けた他の例にシュナル家を挙げることもできる。ラ・フェルテ村の出。一六六〇年には同族のうちで兄弟のジャコブとランセロ、その従兄弟のシモンの活躍が目立つ。シモンとランセロは商人として動いたほか領主支配に密着して致富を誇ることができた。二人ともに領主の会計係。またランセロは王の公証人を兼ねていた。ジャコブにつ

#### 村の商人

いていえば、ラ・フェルテ・アレの裁判所で顧問と王の代訴人を兼務。彼の没後その財産は姪に移譲された。彼女はヴァンドーム公の狩猟官補の娘。そして彼女の世話にはシモンの息子のジャン・パプティストに一任された。ジャンは四人兄弟の末、長兄は司祭、次兄は父の後を引受けて領主の会計係、もう一人はギニエヴィル村の収入役。しかしジャンがもっとも傑出し、一六八〇年の頃には同族を圧する繁栄を示していた。

ジャンはジャコブの後を追いつラ・フェルテ村で王の代訴人の地位を得た。それまで彼は商人と自称し、種々な仕事に關係していた。その第一が採木の仕事。現に薪のことで彼に借金する者が多かった。しかし後になれば、彼は伐採林を他に賃貸。例えば一六九三年には一〇アルパンを賃貸している。また一六九九年には、すでに彼の没後だが、その未亡人はコルベューの商人にセナルの伐採林二八六アルパンを賃貸した。期間は九年、年に三五〇リールを支払うという約束。仕事の第二は金貸し。ジャンは『ラブルール』や村の商人に融通し、すでに相当の額に達していた。例えばホルヌ村の『ラブルール』に対し一九〇リールを借した。またトルル村の『ラブルール』はジャンから二〇〇リールの借金をしていた。しかし驚くべきことに彼の貸付は無利子。仕事の第三は家畜の賃貸。この儲けで彼は金貸しの仕事をした。扱ったのは羊。従って彼もまたこの点で「I」、「II」と同じ。彼の同業者がしたように彼もまた困窮した『ラブルール』から羊を買い、そのことによって徐々に自分の家畜



群を増していった。通例彼はその一部もしくは全部をただちに同じ『ラブルール』に賃貸した。例えば一六八九年にボルヌ村の『フェルミエ』が借地料四二五リールを支払いに困った時、ジャンは羊一二六頭と交換にこれを弁済してやった。それより数年前ジャンは二三五頭の羊をヴィデル村の『ラブルール』から七〇〇リールで買った。しかし同日この『ラブルール』に彼は牝羊一〇〇、子羊二〇、牡羊二を賃貸している。一六八九年十一月から一六九二年の十月までに彼は同じような契約を一二回している。その扱った数は一、〇五〇。どの契約も期間は三年。これで彼はかなりの収入を得ていた。羊毛が利益になったばかりではない。羊の売却でも彼は相当の利益を挙げていた。例えば『ラブルール』から一頭二二リールから二五リールで買う。そして商人に一頭三五リールで売っていた。彼の取引は地理的にも広い範囲にわたって展開されていたという。

彼もまた耕地を持っていた。所有規模は一三五アルパン。彼は王の代訴人として多忙をきわめ、それを自身で耕作できなかった。ごく一部を耕作したにとどまった。一六九〇年彼はボルヌ村の『ラブルール』に三四アルパンを賃貸した。ただし『ラブルール』は労働を提供するだけという条件。残りを数人の『ラブルール』に貸した。一アルパンにつき五リール一〇ソルという賃貸料。通例は六デニエが精々。従ってかなりの高率といわなければならぬ。またほかに六日間耕作に従うこと、六五アルパンの伐採林のそだ束も運搬す

ることが強制された。

周知の如く、フランスの王はこの時期に絶対権力構築のための努力を本格化するにいたった。農村の疲弊、中小の領主の弱体化はこれに幸いした。そうしたなかで王は村落に対し牧羊をめぐる特別な権益を強要するにいたったのであった。ジャンの登場はこのことと深く関連する。彼は王の代訴人としていわば絶対権力の末端における存在であったといえよう。そしてそれがまた彼の繁栄を約束した。絶対君主はそうした出先を持つことによってのみ農村機構のなかに深く楔を打込むことができたのであった。

\*【I】に必要な材料は前出の *Memoires*, p. 271—272 から拾った。

\*【II】に必要な材料は前掲書 p. 272—275。

\*\*\*【III】の記述のためには同書 p. 275—278 を参照。

## 六

これは自明のところであろう。そうしたことのなかで『マルシャン』は著しい繁栄を誇ることができたのであった。

『マルシャン』は村の商人として村の余剰を行政中心に向い搬出するということを直接の課題とした。かくて彼は何よりも穀物商人として現象するはずであった。従って『マルシャン』たり得るため彼は穀物の余剰を持たなければならない。また彼はその運搬に必要な荷車を自分で持つておくことを要する。しかし彼の余剰は通例彼の荷車に積んでなお余地を残すほどであった。その限り彼は他人の余剰の運搬を引受けることに大した負担を感じない。村でそうした条件を備えた者は『ラブルール』であった。かくて『ラブルール』は急速に穀物商人に転化していった。いわゆる『マルシャン・ラブルール』の出現である。

村の『マルシャン』の端緒的形態はこの『マルシャン・ラブルール』であった。『マルシャン・ラブルール』のなかには流通過程で得たものを土地の獲得に投じ、『ラブルール』として立つことを願う者があった。しかしなかには流通過程に対する傾斜を強める者もあり、ここに『マルシャン』が分出されることになる。しかしこの段階で流通過程に依存するだけではかなり不安であった。かくて『マルシャン』たらんとめざした『ラブルール』はつねに土地に関心を示さざるを得ない。十七世紀を通じて階層の単純化が進行するなかで『マルシャン』はその財力によって土地や家を獲得し、生活の補強のための手段たらしめようとした。なかには相当な不動産を集積し、そ

## 村の商人

の賃貸で生活を立てることに乗換える者も出た。『ラブルール』となることをめざす『マルシャン』と違い、彼は『ランティエ』化することに理想を見出そうとしたのであった。

第一に『マルシャン・ラブルール』の出現。しかしそれ自体つまりは『ファーム』の拡大のなかで『ラブルール』たるの地位を維持しようとする積極的な努力の表現にはかならない。彼は単に数スチエを売却するにとどまったことをおもえ。このことから『ラブルール』がいよいよ庄迫される土地財産の維持をめざして動くことは当然であった。『ラブルール』として自立の限度を確保すべく彼の努力は執拗に続けられる。しかし他方では一途に『マルシャン』たらんと願う者も出た。しかし土地は依然として生活の安全な基礎であった。抵当として得た不動産を利用することで彼は『ランティエ』と化した。この時期は変動が多かった。従って彼の契約はすべて短期のそれを特徴とした。

ここで扱った限り『マルシャン』がたどった帰趨は上述したところで大雑把に示され得た。彼が『マルシャン』として独立の機能を維持することができなかったことはもはや明白である。しかし先進地でも『マルシャン』は同じ運命をたどらなければならなかった。商人としての活動で得た実力を挺子に彼は領主支配の機構のなかに身を投ずるようになった。彼は領主の藩屏と化した時、『マルシャン』たるの矜持を放棄してしまった。『マルシャン』たることは彼においてそこにいたるための手段にほかならなかつたといっている。



またこうした有能の士を集めることによって領主はいよいよ複雑化する所領経営に対処しようとしたのであった。『ファーム』の経営は有能な人物を前提としてのみ可能であったのである。領主はこうした英知を獲得する以外に『ファーム』維持の手段がないということをよく知っていたのであった。

終りに。この時期の農村社会で『マルシャン・ラブルール』が果たした特徴的な役割については縷言を要しない。彼は同一人格のなかに農業者、商人、領主代理という三つの人格を包摂していた。一般的

な危機のなかで彼は、農業も商業も、もしそれらを兼ねておこなわなければ、身の安全を維持すべくあまりに無力であることをよく知っていた。多面にわたる活動はいわば保身のための手段であった。彼はそのことなかで社会的上昇の機会を掴むことに成功しさえした。彼にとって『マルシャン』は上昇の過程のなかの一つの階梯ですらあった。しかし経済の一般的繁栄のなかで明確な社会的分業がより有利な環境が醸成されていった。そうしたなかで『マルシャン・ラブルール』の存在もようやく無力化するにいたるのである。

## 書評

小川喜二著『イギリス社会政策史論』

飯田 鼎

最近、国民年金制度の発足、その賛否をめぐって活発な論議が展開され、すでに政府はこれが実施にふみきっているにもかかわらず、国民の間には、これに反対しもしくは納得しがたいという批判的な空気が濃厚であることは、それがわが国社会保障制度の大きな柱ともいべき問題である以上、当然というべきであらう。民主主義が土壌に深くその根を下ろすことのできなかつたわが国においては、社会保障制度について語られ、書かれたことはあっても、それを国民の権利として認識し獲得するという歴史はあまりにも浅く、社会保障制度の充実を叫ぶ大衆の運動が労働者階級の運動と結びついて、いわゆる「ゆりかごから墓場まで」の目標に到達するまでには、甚だ残念なことではあるが、まだ長い道程を要するであらう。こうした闘いを日常不常に継続することを通じてはじめてわが国の民主主義がすくすくと育つことをわれわれは知らなければならぬ。

社会保障とは一体どういうことなのか。それはどのような過程を経て、現実にわれわれのものになろうとしているのか、こうした疑問を想いかべた場合、われわれは誰しも社会主義や社会主義国の

諸政策を考えるのが常である。だが現在のわが国が社会主義国ではなく資本主義国であるというきびしい現実に立つならば、社会保障制度が非常に進んでいるといわれる北歐諸国やイギリスに注目しないわけにはいかない。この意味において、この度小川氏の力作「イギリス社会政策史論」が出版されたことはまことに喜ばしい。

著者も本書の「はしがき」のべておられているように、わが国における社会政策の科学的な研究は、戦前・戦時中の不幸な「暗い谷間の時期」にはじまり、それが戦後に至っていわゆる社会政策の本質規定をめぐる白熱的な論議をよびおこしたことは、われわれの記憶に新しいところである。しかしともすれば理論的精密さを重視するあまり現実的基盤から遊離し、歴史的な検証の態度を欠いた結果、論争そのものはなばなしに比較して、その成果は必ずしも生産的とはいえず、ある意味ではその結論がいつとはなしに曖昧のうちには薙り去られたといっても過言ではない。従って著者が、以上のような方法論に疑問を提示されつつ「論争を再び現実的基礎にまで引きもどし、その本来の目的に到達するためには、甚だ迂遠な方法に見えようとも、社会政策の発達史そのものに立ち返り、歴史の中に理論の検証を求めること以外には、道がないように思われた」とのべられているのは、まことに尤もなことであるといわなければならぬ。本書のもつ積極的な意義は実はここに存するのである。まずその内容について紹介することにしよう。本書は、つぎの各章から成っている。